

## 東電福島原発事故に関する損害賠償の請求を促すための広報・相談等の取組

令和 5 年 2 月 6 日

## (全体方針)

- 部分未請求・請求漏れも含め、賠償が未請求の被害者に対し、早期の賠償請求を促すため、国と関係機関が連携して、地方自治体等に御協力いただきながら広報・相談活動を更に実施し、必要な情報の周知に努める。

上記の方針を踏まえて、令和 4 年 8 月以降、以下の活動を実施。

※実施予定のものも含む。

※ADRセンターの広報等の取組は資料 1、東京電力の広報等の取組は資料 4-1 も参照。

## 1 早期の請求を促す広報活動

## (1) 被災 12 市町村等 (チラシ・地元広報紙等)

- 新しく作成するチラシについて、関係機関への送付 (主な配布先は以下のとおり)  
【令和 5 年 3 月予定】

(i) 自治体<sup>(注 1)</sup>

(注 1) 福島県、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村、

南相馬市、川内村、楢葉町、川俣町、広野町、田村市、伊達市、いわき市

## (ii) 商工会連合会、商工会議所、病院、社会福祉協議会

## (iii) 避難者支援団体等

(生活再建支援拠点<sup>(注 2)</sup>、みんぶく (3.11 被災者を支援するいわき連絡協議会) など)

(注 2) 帰還や生活再建に向けた相談や必要な情報の入手等ができるよう、福島県が全国 26 箇所に設置した相談拠点

## (iv) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 (NDF)、法テラス、復興庁福島復興局等の関係機関

## (v) 被災 12 市町村の道の駅

(vi) 県内を通る高速道路 (常磐、磐越、東北自動車道) のSA・PA  
(NECOCO 東日本と連携)

## (vii) 47 都道府県司法書士会 (福島県司法書士会と連携)

## (viii) 東京都内の各区市町村社会福祉協議会 (東京都社会福祉協議会と連携)

## (ix) 商業施設 (複合商業施設、コンビニエンスストア、スーパー、直売所等)

- ② 被災者に向けた情報発信（把握する未請求者ごとの状況を踏まえ、ダイレクトメール・電話・戸別訪問等を含む御案内、地元自治体と連携した情報提供、ホームページの賠償トップページへ消滅時効の考え方を掲載、「第四次総合特別事業計画」への明記等）<東京電力>

(2) 福島県内（地元メディア等）

- ① 福島県と連携し、復興公営住宅全戸にチラシ送付【令和4年7月】
- ② 福島県内のラジオ局（ラジオ福島）でラジオCMの放送【令和4年11～12月】
- ③ 福島県内の民放4局（福島テレビ、福島中央テレビ、福島放送、テレビユー福島）でテレビCMの放映【令和5年2月～3月予定】
- ④ 福島県内の地元新聞への対談記事広告の掲載【令和5年3月予定】
- ⑤ 福島県内の地元新聞へのチラシ折り込み【令和5年3月予定】

(3) 全国（文部科学省WEBサイト、政府広報等）

- ① 文部科学省広報WEBサイトの改良【令和4年11月】
- ② 文部科学省広報動画の作成【令和4年11月】

## 2 被災者の御要望に応じた個別相談活動、請求手続支援

- ① 請求漏れチェックシートの活用促進 <NDF>
- ② 未請求項目の有無に対する問合せ対応 <東京電力>
- ③ 無料法律相談の実施 <NDF、法テラス<sup>(注3)</sup>>  
(注3) 令和3年4月1日以降の申込みは一定の要件を満たした方に対してのみ実施
- ④ ADR申立てに係る説明会への調査官の派遣 <ADRセンター>
- ⑤ 相談窓口や戸別訪問による請求書の作成支援等、請求手続のサポート <東京電力>

## 3 今後の予定

- 上記「1」、「2」の取組について、継続して実施するとともに、地方自治体等からの御意見等を踏まえた広報・相談活動を進めていく。

# 原子力損害賠償の請求を促すための広報・相談等の対応状況

## 1. 多くの人々へ周知

※令和2年1月以降。前回報告（昨年8月）からの更新部分（予定含む）は青字。

### (1) 被災12市町村等（チラシ・地元広報紙等）

- ・自治体・関係機関へのチラシ・ポスターの送付
- ・令和3年11月に新しくチラシを作成
- ・地元広報紙に継続的に記事掲載  
(チラシ・広報紙の合計**約83万部**、  
ポスター**約2300部**)

- ・基本的に被災12市町村の全ての世帯（約7万世帯）へ複数回周知
- ・県外などの避難者へ周知

### (2) 福島県内（地元メディア等）※(1)を除く

- ・地元紙への広告掲載・チラシ折り込み  
**福島民報：約24万部×22回**  
**福島民友：約17万部×19回**
- ・福島県内民放各局でTVCMの放映
- ・**福島県内ラジオ局でラジオCM放送**
- ・県内の全市町村役場へチラシ・  
ポスター送付

- ・福島県で購読世帯数の上位2紙（県内世帯数の5割以上）に複数回広告掲載
- ・県内全ての市町村に周知

### (3) 全国（文部科学省WEBサイト、政府広報等）

- ・主要5紙全て、ブロック紙（4紙）、  
地方紙（65紙）に広告掲載
- ・全国のFMラジオ局系列、全国のAM  
ラジオ局系列でCMを放送
- ・全都道府県の弁護士会、司法書士  
会等にポスター配布
- ・Yahoo!バナー広告の掲載
- ・**文部科学省広報WEBサイトの改良**
- ・**文部科学省広報動画の作成**

- ・全ての都道府県への避難者へ周知

## 2. きめ細かな個別対応

- (1) 東京電力が未請求者ごとの状況を踏まえ、ダイレクトメール・電話・戸別訪問等で個々に対応
- (2) NDFの請求漏れチェックシートの活用促進、東京電力が問合せ対応
- (3) NDF、ADRセンターによる相談会等の開催・協力（**計956回**）
- (4) 効果的な広報手法を調査。同調査を参考に広報を行い、その効果を調査する業務を委託。
- (5) 病院、介護施設、道の駅等にポスターを掲示、商業施設、郵便局でチラシを設置・配布。